

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する 法律施行規則について

1. 背景

第169回通常国会において成立した「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」（平成20年法律第39号。以下「法」という。）では、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進するため、主務大臣による基本方針の策定、地域の関係者の協議を踏まえた市町村又は都道府県による観光圏整備計画の作成、観光圏整備事業の実施に必要な関係法律の特例等について定めている。

今般、法の施行に伴い、所要の事項を規定した「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則」を制定する必要がある。

2. 概要

(1) 観光圏整備実施計画関係

観光圏整備実施計画の認定申請及び変更認定申請の方法等について定める。

(2) 観光圏内限定旅行業者代理業関係

観光圏内限定旅行業者代理業の対象となる旅行の範囲、観光圏内限定旅行業務取扱主任者の要件等について定める。

(3) その他

「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律」（平成9年法律第91号）の改正に伴う所要の事項等について定める。